

開催日時：平成26年2月20日（木） 13:00～16:31

場 所：アクロス福岡 4階 国際会議場

登壇者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（コーディネーター）、後藤春彦、白石勝也、
勢一智子、古川康、森雅志の各議員

〔地方公共団体〕井川 功一（日出町 政策推進課長）
鵜木 賢（久留米市 総合政策部理事）
大田 泰介（徳島県 政策創造部地域振興総局副総局長）
久保下雅史（広島市 企画総務局企画調整部長）
西 貴史（長崎県 総務部新行政推進室長）
野上 明倫（福岡県 総務部財政課分権改革推進室長）

主な議題

- 1 開会挨拶
 - 2 基調講演 ～地方分権改革の総括と展望 中間取りまとめについて～
 - 3 プレゼンテーション ～地域の優良事例の紹介～
 - 4 パネルディスカッション ～これからの地方分権改革を展望する～
-

1 小川福岡県知事から開会の挨拶があった。概要は以下のとおり。

- ・この有識者会議は、地方分権改革推進に関する施策について、調査・審議を行うため、地方分権改革担当大臣の下に昨年4月に設置された機関。地方分権改革推進委員会の勧告のうち残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等につき、我々地方の意見をよく聞き、専門部会を設けるなど精力的に調査・審議をしていただいている。その結果、第4次一括法の制定に向け、昨年度末に事務・権限の移譲等に関する見直し方針が閣議決定された。着実に成果を上げていることに改めて敬意を表し、感謝を申し上げる。
- ・これと並行し、平成5年の衆参両院における地方分権推進決議から20年が経過しており、一つの節目を迎えた。これを契機に、次の新しいステージに向けて分権をいかに進めていくか、地方分権改革の総括と展望について中間取りまとめを行っていただいている。その中で、従来のように国主導で全国一律に分権を進めていくのではなく、我々地方の発意に根差した息の長い取組や地方の多様性を重んじた取組、さらには、地方が要望している土地利用、福祉、雇用、教育の4つの分野につき、具体的な提言をいただいている。

今後、最終取りまとめに向け、先週の埼玉県、そして、本日の福岡県での地方懇談会の議論も踏まえ、提案募集方式、あるいは手挙げ方式といった改革の推進

方法や重要な政策分野の改革の方向などにつき、今後の具体化に向けた議論をより一層深めていただくことを期待申し上げます。

それと同時に、地方としても、今後国に分権改革を求めていくに当たり、その裏づけとなるような支障事例の抽出を含め、問題提起を適切に行っていく能力をより一層磨いて行かなければならない。

- ・ 常々、私は、地方政府の果たす役割は3つあると言っているが、1番目は、雇用の場を作ること、2番目は、額に汗して頑張った人が報われる社会とすること、3番目は、それぞれの地方公共団体の身の丈に合わせて、日本国、あるいは世界の発展に貢献していくことである。この役割を果たし、それぞれの地方が有している強みをそれぞれ最大限発揮し、活力を以てこの日本の国力の維持と増進の一翼を担っていかなければならない。
- ・ こうした地方政府の構築に当たっては、国は国家の存立に関することに集中し、内政に関することは地方に任せ、それぞれの創意工夫によって効率的にそれぞれの行政が行えるよう、国と地方の役割を変えていくことが必要である。そのために、国の事務・権限の地方移譲を一層進めていくとともに、その役割に応じ、地方自ら税財源の在り方を決定できるよう、更なる地方分権改革を進めていくことが重要である。

2 次に神野座長から昨年12月10日に取りまとめた、地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめについて基調講演が行われた。概要は以下のとおり。

- ・ この中間取りまとめの総括と展望では、これまでの地方分権改革の歩みを振り返っている。日本の地方分権改革の起点は、1993年、平成5年に衆参両院において、満場一致で地方分権の推進に関する国会決議を行ったことに始まる。この国会決議がなされてからちょうど20年の年月が流れたことになる。人間でいうと成年式である。この画期にもう一度地方分権の歩みを総括し、原点を見詰め直しながら、次の新たなステージに向かい分権の炎を燃やし続けていこうと考えた。
- ・ 地方分権は、第1次分権改革、その後の税財政にかかわる三位一体の改革を経て、第2次分権改革が進められる。第1次分権改革では、理念を確立すると同時に機関委任事務の廃止という成果を上げ、第2次分権改革ではそうした理念を踏まえながら、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの緩和等具体的に取り組んできたが、これまで進めてきた第2次分権改革も、今国会に提出することになっている第4次の分権一括法が成立すれば、ひとまず一区切りを迎えると言ってもよいだろう。中間取りまとめではこのような時期に、成熟した段階に到達した分権を、次のステージでどう進めていけばよいのかという展望をまとめている。
- ・ これまでの地方分権改革の推移を総括すると、まず、制度的な改革が一定の成果を上げている。さらに、その成果により、地方が法的な自主性・自立性を向上さ

せた。つまり、いわゆる団体自治に関して、一定の評価を得るような基盤が確立できたのではないかと考えている。一方で、分権改革が国民の生活、あるいは国民の諸活動にとって有益なものだと実感できているかという、必ずしもそうは言えない。昨日、労働組合関係の講演会に出席した際に、「分権、分権と言って規制緩和をした結果として、国民の生活は引き裂かれて、ずたずたになっているのではないか」という疑問さえ提示されたぐらいであり、分権改革によってこれだけ国民の生活、住民の生活がよくなっているのだと示す段階に来ていると考える。

ギリシャのことわざ「さあ、踊れ。ここがロードスだ」に見立てて言えば、分権によって勝ち得たものを活用し、応用し、そして、分権を推進することが自分たちの生活にゆとりや豊かさをもたらすというありがたみを住民・国民に実感してもらい、分権のメリットを自覚した住民・国民が、分権をもっと進めていこうという志を持ってもらわないと分権は進まないだろう。絵に描いた像としての地方分権ではなく、操作像、実際に動かしてみて、それを住民・国民に実感させていく段階に来ているのではないか。これらにより、これからの分権を動かしていく推進力になると考える。

国民に実感してもらうために地方分権の成果を実践し、その中で生じた問題を挙げてもらい、更に問題点を解決していくため分権を進めていく。これまでの国主導の分権改革から、地方イニシアチブの分権改革により、もう一度制度改革に結びつけ、その制度改革によって更に国民が分権の成果を実感できるような実践ができていくという、好循環を作り出していくような段階に来ているのではないか。

- ・ こうした、地方がイニシアチブをとる地方分権改革をどう推進していくのかということについて、中間取りまとめでは、分権改革を立案していく段階、その立案をプランに策定していく段階、そして最後に、そのプランを実施していく段階の3つの段階において、3つのキーワードを用いて説明している。第1番目のプランを立案していく段階は、地方の発意、具体的には提案募集方式という地方からのプランの発意に基づいて進めることが第1のポイントである。第2のポイントは、地方から立案されたものを具体的なプランとして策定していくための恒常的な推進体制を作っていく必要があるということである。そのようにしてでき上がった地方分権改革を実施するときに、3番目の地方の多様性がポイントになる。それについては全国一律に実施していただくだけではなく、選択肢としてできるところが行い、手を挙げたところから実施できるという手挙げ方式を加えるという方式を考えている。
- ・ 提案募集方式は、特区などのような自分の地方公共団体のみに適用する話ではなく、個々の地方公共団体が全国的な制度改革を提案して、それを取り入れていくことを考えている。これは、地方分権改革が実践の段階に到達しているというこ

とと、表裏の関係。今までの成果を実践してもらい、桎梏になっている問題点などを提案していただくことを考えている。全国的な改革プランを提案してもらうのであるから、特定の地域だけに存在する問題ではなく、ある程度様々な地域に共通する問題点に基づいていることに留意する必要があるということを第一に申し上げておかなければならない。また、提案を受ける地方公共団体の範囲については広く考えており、広域連合等々の複数の地方公共団体から成る組織等からの提言も受け付け、さらに、地方公共団体の職員で任意に編成されている組織からも提案が出てくるよう工夫することを考えている。

- ・ 次の段階として、募集した提案を実際のプランとして策定していく手法については、恒常的な組織を作っておくことを想定している。差し当たり提案していただいた案件は内閣府、具体的には内閣府地方分権改革推進室で受け付け、それをプランとして策定していく。その過程で、有識者会議も絡みながら、開かれた形で、さらに少し大きな分野にまたがるようであれば、これまでも有識者会議で政策問題の領域別に作っているような専門部会を作り、オープンな形で策定作業を行っていく。決定すべき事項があれば推進本部に回すが、そのようなオープンな形で推進していく体制を構築していくということを、中間取りまとめで述べている。

出来上がったプランを執行するに当たっては、従来のように全国一律で移譲や執行をしてもらう方式に加え、移譲や執行が難しい地域、または積極的にやりたい地域が分かれる提案については、手挙げ方式という選択肢を設け、地域の多様性に根差した実施方法を考えている。

改革のテーマについては、具体的な改革問題について、中間取りまとめの中で、今までの理念に基づきながら、国主導の方式ではなく、地方主導の方式で、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財政の充実・強化を推進していくとともに、政策領域別に取り組まなければならない課題として、土地利用、社会保障、雇用・労働、教育という4つの政策分野別の課題を取り上げている。

このうち土地利用の中心的な課題は農地転用である。2ヘクタールを超える農地転用については、国が権限を留保しているが、農地法の改正に基づき、今年、地方分権と農地確保の両方の観点から、転用事務の実施の主体、更に国の関与の在り方について検討を行い、必要な措置を採ることになっている。これを活用した上で、実際の障害事例を提起してもらい、農地転用許可について検討することや、長期的に土地利用に関する各種法体系を一元化する等々の方向を考えていくこととしている。

福祉、社会保障関係については、まだ従うべき基準が残っている。保育所などは面積や保育士等々の人数などの従うべき基準がある。実施に当たり、どのような障害が生じていることにより、地域の実情やニーズを充足できないのか、どのような課題があるのかを挙げてもらう中で、そもそも基準が設定されている根拠

は一体何かを検討し、児童等の安全性等を考慮しながらも、基準の弾力化が図られるような方向で見直すべきだろうということを述べている。

最後に、このようなことを進めていく上で一番重要なことは、地方イニシアチブの改革方式に転じていけば、当然のことながら、地方公共団体の役割やそれに対する期待が高まることである。地方公共団体に第一に期待されることは、改革の成果を住民に還元をすることである。そのことが新しいステージでの原動力に火をつけることになる。それには、様々な体制の整備や専門的な人材の育成、政策法務能力等々の強化、あるいは、教育機関、大学や企業等との連携が必要になることは言うまでもない。

また、住民に分権の成果を実感してもらおうと同時に、地方分権改革を推進していく主役は住民だということを自覚してもらい、住民が地方自治に参画し、協働してもらおう主体になることが重要である。つまり、住民は公共サービスの消極的な受け手ではなく、積極的に参加する生活者として行動してもらおう主体として住民自治を活性化させていくことが重要になってくる。そのためにはNPOとの協働、様々な市民組織との協働も重要になり、議会の活性化にもつながる。

住民自治を活性化し、そのために地方分権の成果を還元してもらおうと同時に、改革提案に結びつけてもらう。この改革提案を作成していく能力を充実強化してもらうことが要求される。これは、単にそれぞれの地方公共団体の提案能力を強めるだけではなく、地方六団体等々のシンクタンク機能を更に強めてもらう必要があるということである。

3 続いて、地方公共団体の地方分権改革担当幹部職員から、それぞれの地域における独自の取組等についてプレゼンテーションが行われた。概要は以下のとおり。

①井川 功一 日出町政策推進課長

- ・日出町は平成16年9月に市町村合併の協議から離脱し、単独のまちづくりを選択。
- ・当時の財政は危機的な状況で、平成20年度には財政再建団体に転落しそうな状態だった。このため、平成17年3月に行財政改革プランを策定、4つの項目を掲げ、住民説明会を開催、住民に現状の報告とプランへの協力をお願いした。
- ・翌年の18年には第4次日出町総合計画を策定、その中の基本施策の一つとして、町民と協働のまちづくりを継続して掲げ、協働推進を図ることとした。
- ・都市公園等の定期的な清掃など管理業務については、公園所在地域の自治会や老人クラブ等と委託契約を結び、発注することとし、平成25年度の実績は、10か所を地元へ委託発注し、契約額は総額で580万6000円となっている。効果としては、地域住民の多くが参加することで、地域内の親睦・融和を図ることができる、また、委託料収入がコミュニティー活動の資金となり活動が活性化する等が挙げられている。

- ・また、町内の各地域で、自分たちの地域は自分たちで守る活動が行われており、日出町自主防犯パトロール隊の登録は、平成15年の第1号から年々増加して、現在は8隊となっている。第1号であるしまやま会は、「防犯ボランティアフォーラム2006」において地域防犯大賞を受賞。効果としては、地域の防犯意識、共助精神が醸成されることが挙げられており、総合計画の基本方針の一つである「安全・安心のまちづくり」を推進する上で、貴重な役割を担っている。
- ・地域における日々の住民活動は退職世代である高齢者が中心となるが、地域活動に参加し、地域における自分の役割を見出し、それを果たすことで高齢者の方にとっては生きがいや健康づくりにもつながり、それが地域活動の最大の効果だと考えている。
- ・紹介した事例は成果や効果が顕著であり、継続して事業を行っているものだが、その他の事例の中には、思ったほど効果が現れず、方向転換や中止を余儀なくされた事業もあった。前期基本計画の総括の中で、その要因を協働に対する行政及び行政職員の認識・方向性・考え方が統一されていないためと判断し、今後の協働の土台となる協働指針が必要であるとの結論に至り、平成23年度の後期基本計画において、協働指針の策定を改めて目標に掲げた。
- ・協働指針の策定に当たり、職員のみで審議するのではなく、協働指針策定委員会条例を制定し、外部有識者、特に町民活動を実践している方の意見を求めることとした。最初に事務局がアウトフレームのみを示し、委員から見た行政や協働についての意見をもらい、その意見を集約する形で原案を作成、会議開催時以外でも、書面、メール等で協議するなど、委員の意見を最大限取り入れるように努めている。
- ・協働指針は、全5章により構成されている。

第1章では策定の趣旨、第2章では協働についての考え方、第3章では協働を行う上で主に行政の課題とその対処法、第4章では今後、協働によるまちづくりを進める上での7つの基本原則と、それに基づく町の具体的な取組方針、最後の第5章では、協働とはまず実行することが一番大事であること、点検・評価サイクルの確立、新規事業の創出や制度の新設など、今後に向けた町意思表示となる事柄について述べている。第5章の中では点検・評価サイクルについて、PDCAサイクルを、指針のチェックに各協働事業個別の評価・検証を組み入れる形でリンクさせることとし、また、最低でも2～3年に1度見直しを行うことも明記をしており、指針のスローガンである「みんなで創ろう心豊かな町」も、委員からの提案を集めて決定した。
- ・まちづくりに反映するだけでなく、可能な限り全施策に反映させ、協働を実践することで、「住みたくなるまち、住んでよかったと思えるまち」の実現に向け、人口3万人を目指し、諸施策に取り組んでいきたい。

② 鷗木 賢 久留米市総合政策部理事

- ・久留米市においては市民活動の活性化による協働を推進しており、「協働」という言葉は、久留米市の第2次基本計画において都市づくりの基本視点となっている。
- ・近年の社会環境の変化は人々の価値観や生活様式の多様化をもたらして、人間関係が希薄になるとともに、行政だけでは抱え切れない様々な社会的課題が生じている。例えば防犯、人権、子供の見守り、高齢者や障害者などへの地域での対応などの課題を解決するために、地域で支え合う力の再生が求められており、地域が自らの責任でその特色に合った地域づくりを進めることが必要となっている。
- ・住みやすく、心豊かで人の温もりが感じられる暮らしは、お互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支え合いの心を持って活動することから始まると考えている。このため、協働による地域づくり活動や市民活動の重要性を再認識し、多くの市民の参加、参画、協力を得て、市民活動の活性化を図り、市民1人1人が思いやりの心を持って暮らす心豊かな地域社会を築くことを目指し、「市民活動を進める条例」を策定した。
- ・この条例には、市民・地域コミュニティ組織などの役割、行政の役割・責務、市の基本施策等について明記をしている。このうち市の責務と役割については、市民活動への様々な支援をすることを規定しており、その基本施策を6つ設けている。その一つが、財政的な支援であり、これを具現化したものが、「キラリ輝く市民活動活性化補助金」である。
- ・この補助金は、市の施策と合致する市民の公益的な活動に対して支援をするものであり、補助対象となる活動は、「地域でできる思いやり活動」、「安全・安心活動」、「持続的にぎわいづくり活動」の3つである。

行政や地域団体同士の協働を進めるため、協働推進部門を作っているのも久留米市の特徴の一つであり、地域が自ら考え、行政と一緒に提案をすることもできる。

「地域でできる思いやり活動」については、地域の高齢者の方などの生活支援を自治会の有志のメンバーで取り組んだ事例では、地域の顔見知りの方が訪問するため、お年寄りの方も安心して頼めることから、評判だった。また、NPO法人が取り組んだ認知症予防のための講座やセミナーの事例もある。

「地域でできる安全・安心活動」については、自治会での避難訓練などの取組がある。九州北部豪雨の後に実施したこともあって非常に真剣に取り組み、地域での避難経路の確認や、お互いに助け合うことを再認識されていた。「ゲートキーパー」という、自殺したいと思っている方に一早く気づき、寄り添い、適切な機関につなぐ人材を育成する講座では、市の保健所も協働して取り組んでいる。

「地域でできる持続的にぎわいづくり活動」については、動乱蜂という名前

の、県指定無形民俗文化財に指定されている花火が開催される場所を地域の方にぎわいの拠点としようと、地域の方が整備し、桜を植樹した取組がある。また、久留米市の5つの高等教育機関の学生達が連携して学園祭を地域の商店街に持ち出し、地域と連携してにぎわいを作るという取組を行った。

- ・平成24年度から実施したこの制度は、結果として、今まで見えてこなかった市民活動を掘り起こすことができ、市民と行政の協働の促進につながっている。また、地域と市民公益活動団体のコラボレーションも生まれてきており、昨年度は、全部で44件採択している。
- ・次に、医療的ケア短期入所支援事業について紹介する。医療的ケアとは、障害者に対する継続的なたんの吸引、胃ろうなどによる栄養摂取などの経管栄養、呼吸管理など、日常生活に必要な医療的処置のことであり、医療法上の医行為に該当するため、原則として医師、看護師、家族以外の者は従事できないことになっている。したがって、医療的ケアが必要な方が在宅生活を送る場合には、通常、昼夜を通しての介護が必要となり、親族の負担が極めて重くなる。
- ・久留米市には医療的ケアが必要な子どものいる家庭が30世帯以上あり、その家族は十分な睡眠時間が取れないなど、重い介護負担に疲弊しがちな状況にある一方、家族の介護負担を軽減するための夜間に一時的に子どもを預かる施設は、中心部から離れた場所に障害者入所施設が1カ所あるのみだった。このような家族のニーズは、市の中心部での医療的ケアを行う短期入所であり、その実現は喫緊の課題となっていた。
- ・このため、医療的ケアが必要な重度障害の子どもが小規模多機能型居宅介護事業所に短期入所できるような一連の取組・仕組みづくりを構築した。現在の実施状況は、登録事業所3カ所、利用登録人数は8人となっている。
- ・具体的な施策の2つの柱は、1つは看護師確保のための助成で、通常的人员配置を超えて確保する場合の金銭的な助成を行っており、もう1つは、短期入所を円滑に行うためのコーディネート、及び家族が地域の中で安心して暮らしていけるような環境整備を進めるための研修・啓発を行っている。
- ・久留米市は小規模多機能事業所が非常に多い地域であり、平成18年度に特区の認定を受け障害児の利用が可能になったことにより、続く平成20年度にはそのうち1カ所において、医療的ケアが必要な子どもの宿泊利用という国のモデル事業を行った。市の中心部で、受入れ体制が整っており、行政が看護師確保の支援を行うことによって差し迫った課題に対応できるという理由による。
- ・この事業は短期入所事業の実施による家族の介護負担軽減が一番の目的であるが、地域住民の支えも必要であり、一般市民の理解促進のための講演会も開催している。
- ・成果としては、家族の介護負担の軽減に寄与しているのはもちろん、市民の障害

児への理解促進がかなり進んだのではないかと考えているが、課題としては、医療依存度が非常に高い呼吸器の管理が必要な子どもの対応や、家族の急病などの緊急利用について対応できていないこと、看護師の確保が非常に困難な場合があることがある。

- ・ 今後は、医療機関との連携・協力を深めていく必要があると思っており、福岡県、福岡市でもそれぞれ、老人保健施設や訪問看護ステーションでの訪問看護師の派遣の仕組みづくりを行っている。また、医療型短期入所の報酬単価の増額が必要ではないかと考えている。医療的ケアが必要な子どもを受け入れる医療機関の協力がなかなか得られないのだが、これには通常の診療報酬の半分であることが大きく影響していると考えており、本来、体制の整った医療機関での入所が理想的だと考える。実現のために、短期入所の診療報酬単価を通常の診療報酬単価まで引き上げることが極めて有効ではないか。

③大田 泰介 徳島県政策創造部地域振興総局副総局長

- ・ 徳島県における地方分権の具体的な成果は、例えば少人数学級について 国の基準を上回り、新年度からは小学校 1 年生から中学校 1 年生までにおいて導入することや、あるいは市町村への権限移譲を進めていること、住民税の税源移譲が行われていることから、この地方税の確実な徴収のために滞納整理機構を設け、共同で徴収に当たっていること、ハローワークについて、地方が行っている職業訓練あるいは生活困窮者支援の窓口業務との一体的な運用を行うため、平成21年に「とくしまジョブステーション」を設け、ワンストップサービスを実施するといった取組を行っていることなどがある。
- ・ 関西広域連合は、現在関西の 2 府 5 県 4 政令市で構成されており、徳島県は関西広域連合発足以来参加している。現在、7 分野において広域的な共同事務化を図っており、関西が一体となった海外への誘客プロモーションやビジネスマッチング事業が展開されている。意思決定は、参加している地方公共団体の首長11名が月 1 回参集する広域連合委員会を設け、トップ同士の合議によって行われている。
- ・ 関西広域連合の大きな成果として、東日本大震災において、被災 3 県に対し、それぞれ関西広域連合の構成団体とのカウンターパート方式によるきめ細やかな対応で支援を実施したことがある。徳島県は宮城県に対して支援を行い、顔の見える安心感、また親近感を持って受け入れていただいている。もう一点の成果であるドクターヘリの共同運航は関西一円をカバーする体制を現在確立しつつある。複数機を導入することにより体制が強化されたことや、各県が 1 機ずつ導入するよりもコストが安くなるといった成果が上がっている。こういった着実な実績を積み上げている関西広域連合は、国の権限移譲の受け皿としても十分機能すると考えている。

- ・政策提言については、従来は国の制度に基づいた予算の措置・配分をお願いする陳情・要望活動を行っていたが、これを完全に廃止し、全て国の制度の創設あるいは運用の改善を求める政策提言という活動に切り替えている。これは、それぞれ政策課題の発生時に即応し、時期を逃さずにタイムリーに年間を通じて実施している。
- ・これまでの実績は、平成24年度には160件に上っており、平成25年度は現在152件行っているが、新たな課題が生じればこの後も行っていく可能性もある。
- ・最近では全国的なメニューの誤表示の問題が発生したことから、消費者庁に対し景品表示法における国の指導権限の強化等を求める提言を行った。これは全国知事会地方分権推進特別委員会での提言と連動した形で行っており、これに対して消費者庁には速やかに対応していただいている。また、割高な本四道路の料金設定の是正は、県がずっと提起しており、例えば九州と本州を結ぶ関門海峡などと比べ、本州と四国間の本四海峡については10倍以上の料金格差があった。これにつき、このたび高速道路料金の見直しとして、この海峡部においても全国共通の料金体系に合わせていただくことになり、皆様に安価で四国に来てもらえるようになった。
- ・地方分権改革が始まって既に20年経ち、今回の中間取りまとめの中でも「OSは整った」、「次はアプリケーションだ」という文言があるが、地方から見ると、OSについても逐次バージョンアップを図っていただきたいと考えており、あえてここでは「OSは整いつつある」と書かせていただいた。そういったOSを活かして、次はどのようなアプリケーションを築いていくかという段階であるという認識である。
- ・地方が直面する課題は数多くあり、ますます深刻化の度を増しているところ。徳島県における喫緊の課題は、発生が予測されている南海トラフ巨大地震に負けないまちづくりを目指し、活断層直上の土地利用を規制するといった全国初の条例を設け、取組を積極的に行っているところ。
- ・地方における課題に対して地方が主体的に対応していくためには、国における地方分権の取組が今後とも必要だと考えており、そういった意味において、国の対策を待たずに地方が自主的な取組を推進する意識改革を進めることが必要である。そのために、「国の制度だから」と地方がそこで思考停止するのではなく、地方の課題解決をするために地方が必要と考えることを国の施策として提言していく政策提言の積み重ねが大きな成果になっていくものと考えている。
- ・徳島県では地方分権改革を更に根本的に考え、更なる高みに向けて進めていくため、憲法における地方自治のあり方を考える研究会を設け議論し、先日最終報告が出たところ。国と地方がそれぞれの役割と責任を果たす真の地方自治の確立に向け、国において、これまでの成果を総括していただいた上で、さらに踏み込ん

だ姿勢で推進していただき、それに応じて地方も意識改革を行った上で、積極的に取り組んでいきたい。

④久保下 雅史 広島市企画総務局企画調整部長

- ・広島市は平成23年に就任した松井市長の下で、地方分権に積極的に取り組んでいる。その中でも特に、陳情・要望型はやめて、やれることをやっていくということで、現行制度の下でも実現可能な方策を用いて地方分権の推進に取り組んだ。
- ・雇用対策の推進について、ハローワークの窓口を区役所に設置し、本市の福祉施策と一体的に実施するため、労働局と協定を締結した。最初、2区役所に就労支援窓口を設置したが、全区に拡大するに当たっては厚生労働大臣と直接やり取りするという方針の下、平成25年1月に厚生労働大臣との間で広島市雇用対策協定を締結した。その結果、常設型について、平成24年に2区だったのが平成25年8月に4区、この3月に6区で実施し、残りの安佐北区と安芸区、この2区は巡回型で実施している。
- ・平成24年度ぐらいから県と市の二重行政解消の取組を始めた。松井市長と広島県の湯崎知事で、公開のトップ会談を年に3回程度実施し、それ以外にも非公開での会議など連絡を取り合っている。広島市と広島県で、二重行政の解消のための合同研究会を開催した。
- ・ここでは、産業振興についての県・市中小企業支援センター、試験研究についての工業技術センター、県こども家庭センターと市の児童相談所、といった同じような施設を統合できないかを検討した。
- ・ドラスティックな改革ができたのは1番の産業支援であり、県西部地域における総合的な相談業務を市の中小企業センターに全て移管した。二重行政を解消する際、しばしば「特別自治市を目指す」と言われるが、その場合周りの市町村と一緒に繁栄しないと意味がないと当市では考えており、なるべくほかの市町も巻き込んだ形での特別自治市を目指した。その一環として、県の西部地域は県の業務を全て市のほうに任せてもらえないかと発想し、これが実を結んだのが、県西部地域における相談業務を市の中小企業センターに移管することである。一方県のセンターは、チーム型支援や技術・経営力評価支援など専門的な支援業務を担い、専門業務に特化するという役割分担を行った。

その他の施設も同様のことを行いたかったが、それぞれの役割分担が違う、それぞれの施設の文化・慣習が違うということで、一体的運営というのはなかなか難しく、その前段階として、一体的運営のための連携、人事交流等様々な取組をしていくということで、一定の成果を出した。

- ・第30次地方制度調査会において、73事務を都道府県から指定都市に移譲すべきという答申がされ、これについては国で検討されることになったが、広島県と広

島市で独自に73事務の移譲の可能性を検討した。その結果、このうち既に10事務ほど移譲されており、残りの事務については、今回法制化による移譲が18事務あるため、残り45事務となった。結果的にはそのうち引き続き県が実施するものが38事務、県・市独自に移譲を検討し、実施しようとしたのが7事務である。この結果について、市としては、もう少し移譲対象を増やしたかったというのが正直な気持ち。特に広島市は水の都を標榜しており、市内に6本の川が流れているが、4本が国管理、それから2本が県管理である。この2本の川の管理を何とか広島市で受け入れられないかと考えたが、なかなか難しかった。

- ・二重行政の解消や都道府県の事務の移譲の可能性も、市は基礎自治体優先の原則があるためどんどん攻めていくが、県の役割が縮小していくのではないかと懸念が県の側にあり、守りに入らざるを得ないということがよくわかった。県には非常に感謝をしているが、今後県から市への権限移譲を進めていくためには、国から県への事務移譲が進み、県の役割がしっかりしない限り、進まないということを実感した。
- ・河川の移譲はできなかったが、その一方で県と市で一緒になって水の都の玄関にふさわしい水辺空間を作っていくということで、知事と市長で合意したことは1つの成果。

⑤西 貴史 長崎県総務部新行政推進室長

- ・長崎県内の状況については、平成の大合併で79市町村が21市町に再編され、減少率73.4%という全国でも最も高い数値になっている。そういった中で、県内の各市町は厳しい行財政改革に取り組みながら、住民サービスを維持向上していくために、県としても、各市町の規模や実情に応じ、権限移譲や地方分権にこれまで取り組んできた。
- ・鳥獣保護、狩猟適正化に関する標識について、独自の基準として、環境省令に基準として規定されている寸法よりも小さな標識を設置できるように、規則に規定した。具体的には、国の基準の縦、横、高さ、いずれも約半分にできるという基準を規定した。改善の内容としては、本県は離島や半島など地域的に大変厳しいところが多く、その中で、特に風が強い場所において、標識が飛んだり破損したりということが繰り返されていたが、この基準の緩和により、破損、拡散が減少し、適正な管理につながった。
- ・児童福祉施設の職員の配置について、独自の基準として、保育所の必置職員である保育士、嘱託医、調理員のほかに、嘱託の歯科医、看護師、または保健師を配置することを努力義務として規定した。少子化が進み、子どもに対する健康対策の充実が求められている中で、子どもの健康の確保に向けて、より良い支援ができるようになった。

- ・市町村の取組として、長崎市の道路の縦断勾配基準について、独自の基準として、新設道路における勾配については安全性に配慮し、設計速度が時速20キロメートルの道路について、国の基準の12%に対して、上限値を17%に引き上げたという事例がある。改善の内容としては、長崎市は大変坂が多く、地形的特性やコスト面から、道路構造令の基準を遵守していくのが大変困難な状況にあったが、今回の基準の引き上げにより、道路設備に必要な土地の面積が減り、事業費の削減や整備期間の短縮が可能になり、急傾斜地における道路整備が促進された。
- ・また、新上五島町の歩道等の有効幅員についての事例では、独自の基準として、車両乗り入れ部の歩道等の有効幅員について、国の基準の2メートル以上を原則としながらも、地形の状況や歩行者が少ない箇所については2メートル未満1メートル以上の幅員も認めるという規定を設けた。新上五島町は離島であり、7つの有人島と60の無人島から構成され、地形的には細長く、山が多くて、平地は海岸沿いにわずかに広がる程度で、既存の町道は国の基準と差があったため、基準を緩和することで、既存の町道との整合が図られた。
- ・長崎県においては、平成13年に権限移譲の計画、18年に方針、24年にガイドラインを作成し、県から市町への権限移譲を進めている。
- ・例えば旅券発給に関する事務について、住民にとってより身近な市町で旅券の窓口業務を行うことにより、申請者の時間的、経済的負担を軽減することと、旅券に必要な戸籍謄本の発行と同じ窓口で発行が可能になるというメリットがある。以前は県の本庁や地方機関である振興局まで出向き申請が行われていたが、合併市町に移譲することで、合併市町の本庁や、旧町地域に設けられている支所などの、より住民に身近な場所を利用しての申請が可能になった。21市町のうち、現在19市町に移譲しており、あと2市についても積極的に働きかけ、全市町への移譲を実現したいと考えている。
- ・興行施設（書店、おもちゃ屋、薬局、携帯電話の販売店など）等の立入調査に関する事務の移譲について、営業時間中に立入調査をして、青少年を取り巻く有害な環境の浄化に必要な指導を行う。移譲の効果としては、地域の状況をよく知っている市町が事務を行うことにより、地元の視点で即座に対応でき、青少年を取り巻く環境の浄化に迅速に対応できるようになった。21市町のうち、現在13市町に移譲しており、平成26年4月からは6市町が加わって、19市町に移譲する予定。
- ・また、市町村合併による効果もある。現在長崎県では「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「明治日本の産業革命遺産」の2つの世界遺産に関わり、登録の推進に取り組んでいる。これに関して、市町村合併により市町の体制が強化された。合併後の市において、文化財の関係課等における専門職員である学芸員を集中的に配置することで、世界遺産登録に向けた観光資源となる歴史的文化財の保存・整備の推進につながっている。

- ・効果のもう1つは、構成資産が県内の各地、合併する前の旧町にも広く分布していたが、合併により市町村数が79から21になり、市町と県との調整が以前より容易になり、登録の推進に向けた取組につながった。
- ・合併の効果には、離島地域における執務室の共同化もある。市町村合併により1島1市町となった離島地域において、県の地方機関である振興局と市町の職員が同じ執務室で一緒に事務をしている事例がある。例えば五島市において、農林部門については県の振興局の職員が市役所の庁舎に入って一緒に仕事をし、一方、建設・水産部門については、市役所の職員が県の地方機関の庁舎に入って一緒に仕事をしている。新上五島町、壱岐市、対馬市においても、振興局の職員が市役所や町役場の庁舎に入って、共同で仕事をしている。共同化の効果として、情報や専門知識の共有化、地域課題に一体となって取り組むことができるようになった。また、地域ブランドの推進ということで、合併した市町においては、旧市町のいろいろな特産品を組み合わせることにより、新たな地方公共団体としての商品の創出、あるいは一体的なPRができるようになった。

⑥野上 明倫 福岡県総務部財政課分権改革推進室長

- ・「暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備」について。かつて県内において、暴力団が様々な形で県民の社会経済活動に巧妙に介入し、法律に基づいて実施する事業の健全な発展に脅威を与えていた状況があった。そこで福岡県においては、全国初となる暴力団排除条例を平成22年4月に施行し、公共事業などにより暴力団を利することがないように、入札から排除するといった措置を講じた。しかし、例えば、介護保険法に基づく事業者の指定のように、法令で許認可等の基準が限定的に定められているものについては、暴力団関係者が関与しているという事実があっても、直ちには排除できない。許認可基準が厳格に定められているがゆえに、その中に暴力団排除条項を盛り込むことができない状況があった。この当時、福岡県として、許認可等の基準の中に暴力団排除条項をつけ加える条例を制定することにつき、憲法第94条第2項の規定に違反することにならないかという観点から慎重に検討を進めていた。
- ・他方、国の制度改革においては、第1次地方分権改革で機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務とに分かれた。この際、改正地方自治法の第2条第13項が設けられ、法定自治事務については地域特性に適合するよう配慮することが国に求められることになったが、地方分権改革推進委員会の平成13年6月の最終報告でも示されたように、当時は、制度改革は行われたにも関わらず、国の法令による規律密度の緩和については手つかずで残された。

そこで、第2次地方分権改革の重点課題として、義務付け・枠付けの見直しの取組、地方分権改革推進委員会の第2次勧告で検討対象の範囲が決まり、第3次

勧告で施設や公物設置管理の基準などに絞り込んだ。これを従うべき基準、標準、参酌すべき基準という3つの条例制定基準に類型化がなされ、個別条項の具体的な措置が提示された。これを踏まえ、平成21年12月の地方分権改革推進計画の閣議決定を経て、義務付け・枠付けの見直しを盛り込んだ3次にわたる一括法が制定された。それに伴い、施設やサービスなどの設備運営に関する基準については、参酌すべき基準とされ、地方公共団体が、国の基準を参酌し、独自に条例を制定することができるようになった。また、平成25年3月に閣議決定された義務付け・枠付けの第4次見直しについては、その中で許認可等の基準につき、法改正の機会を捉えて、法律で欠格要件等に暴力団員を加える方向で検討することが明示されている。

こういった国の制度改革を踏まえ、福岡県でも、一括法で改正された施設やサービスなどの運営について、平成24年12月に暴力団関係者の支配を受けてはならないという規定を盛り込んだ関係条例を制定し、平成25年4月から施行した。福岡県と同様の許認可の権限を持っている北九州市、福岡市、久留米市においても同様の趣旨の条例を制定しており、県内で一体的な取組を展開している。

この取組の成果は、条例を制定した許認可等について、新規、更新時に警察と連携し、施設などへの暴力団関係者の介入の有無を確認するとともに、事業者などに周知を行うことにより、事業の健全な発展を促進していることである。

この事例を踏まえ、条例により法定の自治事務について許認可等の基準を付加するという手段は、地域固有の課題を解決するために非常に有効であると考えており、今後は法律で委任される条例制定基準については、原則、先ほどの3類型の中の参酌すべき基準とする等により、条例制定権の実質的な拡大を図ることが必要であるとする。

- ・次に、産業廃棄物税等の導入について。平成12年4月の地方分権一括法による関与の見直しとして、地方税法の改正により、法定外普通税を設ける際には、総務大臣の許可制から「同意を要する協議」に改められ、新たに法定外目的税が創設された。その後も制限税率の緩和や廃止を含む税制改正によって、関与の見直しが行われた。

このような国における制度改革を踏まえて、福岡県では、循環型社会を実現するために、産業廃棄物の排出量をいかに抑制し、再生利用を図るかの2つの行政課題を解決するための政策税制として、産業廃棄物に着目した税を法定外目的税として創設することにした。九州各県共同の取組として、平成17年4月から一斉に導入した。成果としては、九州全体で見ても、産業廃棄物税の導入後、焼却施設や最終処分場への搬入量の減少が認められており、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進政策に貢献している。

- ・類似の取組として、森林環境税の導入がある。この税は、森林の荒廃によって森

林の持つ多面的な機能が低下するという九州各県共通の課題を解決するため、地域社会の一員としての会費という性格を有する県民税の均等割に、森林を守り育てるための費用を上乗せする超過課税方式を採用して、平成20年4月から導入している。

なお、この検討過程において、森林の有する水源涵養機能に着目し、水道利用者に負担を求める水道料金上乗せ方式という考え方もあったが、県民に広く公平に負担を求めるといふこと、徴税コストを低く抑えるといふことで超過課税方式を採用している。その結果、税収を活用した税収使途事業により、間伐面積が拡大することにより、森林の有する公益的機能の回復に資している。また、活動に参加する方の数が増加し、県民参加の森林づくりが促進されたといった顕著な効果があられている。

- ・この事例を踏まえ、独自課税といふのは、政策税制と、税収を使って事業ができる税収使途事業といふ2つの面から、地域固有の課題を解決する有効な手段であると考えている。今後も課税自主権の活用を図るため、国の関与の更なる簡素化、透明化、地方の課税自主権の拡大を、制度的に保障することが必要であると考えている。

4 有識者会議議員と地方公共団体の地方分権改革担当幹部職員の方々をパネリストとして、最終取りまとめに向けたパネルディスカッションが行われた※。概要は以下のとおり。

※ パネルディスカッションでは、冒頭地方側から最終取りまとめに向けた意見が述べられた後、①「提案募集方式」の在り方、②「手挙げ方式」の導入の必要性、③空間計画（都市・農村計画）についての3点をテーマに議論が行われた。

（1）地方側からの最終取りまとめに向けた意見

（井川課長） 住民とのコミュニケーションをとるために、当町では町政ふれあい講座、移動町長室を実施している。町の施策方針や財政状況を住民に分かりやすく説明し、理解していただくことが重要と考えている。

また、住民からの要望を直接聞くことから真に求められている内容が分かる。東日本大震災後、大いに重要とされてきた地域コミュニティのつながりにおいて、地方と国が、どのようにして住民の機運を高めていくかが重要となっていると考えている。

日々、変化している現代社会において、最良となる住民サービスを住民は求めている。制度改正が国や県を通じて市町村に下りてくるが、今後は、町民全てに分かりやすく国政や町政をお知らせしていくことや、住民が何を望んでいるかを聴取し、国や県にフィードバックするなどの広報広聴が最も重要となってくると感じている。

また、規模の小さな市町村においては、必要に応じて、広域連携の仕組みや財源

の十分な確保が必要ではないかと考えている。

(鶴木理事) 昨年末に中教審答申が出たが、県費負担教職員の人事権については、人事交流の仕組みの構築を前提とした上で、市町村に移譲することを検討するとされていた。

中核市は、平成19年1月に文部科学省に対し同様の趣旨の要望を行っている。全国市長会でも同様の提案を行っているところ。人事権がないことにより、研修によって人材の育成を計画的に行っていたとしても、予期せぬ時期に人事異動の対象になってしまうといったことや、人事権の一部である懲戒処分の権限がないまま服務監督を行うことには限界があると感じることがある。このほか、教職員定数の権限が移譲されると、学力向上や生徒指導など、学校ごとの実情に応じた教職員の配置が、市の主体的な判断によって可能になると考えている。

土地利用については、中間取りまとめでは、総合的なまちづくりの観点から農地転用許可についての権限移譲を進めるべきとされており、早期の実現を望んでいるところであるが、先の法改正により運用が厳格化されており、このまま権限移譲されても地方が主体的な土地利用を行うことは困難と考えられる面もある。久留米市では、合併前に整備した産業団地に隣接して新たな産業団地を計画しており、合併前に整備した産業団地と同様の手法がとれないため、農振法の27号計画によって手続を進めていたが、法改正により農振法の27号計画によっては進められなくなり、頓挫している。また、合併後の都市計画制度の統一のために土地利用の実態を踏まえた用途地域の設定をしようとしているが、住宅地に介在する零細農地であっても、見方によっては10ヘクタール以上の連坦とみなされるなど、法の運用に非常に厳しい面があると感じている。

中間取りまとめでは直接の記載はないが、直轄河川の事務権限の移譲については進めるべきだという方向性が示されている。一方で、平成24年7月の九州北部豪雨の際に、国による迅速かつ集中的な現場対応が進められており、地域に拘束されない組織力の必要性を再認識したところ。久留米市は、九州治水期成同盟連合会の会長市として直轄河川流域市町村の意向を確認したところ、激甚豪雨災害を未然に防ぐには、治水安全度の向上と適切な維持管理が不可欠であるという認識から、これまでどおり国による直轄河川管理継続を要望したいという結果になった。

(大田副総局長) 義務付け・枠付けの見直しは、今回の第2次分権改革で大分進んだが、まだ従うべき基準が多用されているところがある。特に、乳児室といった様々な福祉施設面積について、従うべき基準で縛り過ぎているところがあると考えており、改善をお願いしたい。

また、象徴的な岩盤規制とも言うべき、農地法上の権限の地方への移譲について、引き続き推進をお願いしたい。徳島県においては、飯泉知事が自然エネルギー協議会の会長を務めており、耕作放棄地の太陽光発電施設への転用について規制緩和の

対応を求めているが、なかなか実現しないというのが実情。

また、国から地方へ権限移譲が行われる場合、きめ細やかな事務協議をお願いしたい。国の権限を移譲することを決めて終わりということではなく、実際の運用面における具体的なガイドラインを作る際において、国と地方の担当者が対等な立場で議論して詰めていくことがなければ、現実には機能しないのではないかと考えている。今回、社会保障・税番号制度の導入においては、徳島県の知事などが提言した結果、国と地方の事務レベルでの協議の場というものを設けていただき、その場で議論するという取組がされており、このような取組を更に展開していただきたい。

地方の取組については、まさに地方が分権の当事者意識を持って当たらなければならないと考えている。そのような意識から、徳島県では、地方自治に関する憲法課題に対する研究会を設けており、そのほか庁内で道州制、あるいは国民健康保険の研究会などを積極的に立ち上げて、精力的に研究を行っている。

また、南海トラフ地震の被害が予想されるといった、それぞれの地域が抱える課題について、対応を迫られており、そのような地方の課題を解決する、また活性化につなげていくような地方分権の取組を、意識して進めて行かなければならないと考えている。

このような地方の意識改革により、先ほど中間取りまとめの中でも取り上げられていた提案募集方式が導入された暁には、更に地方の創意工夫による新たな提言が出てくると考えている。

(久保下部長) これからの分権は住民生活の向上が実感できるような取組をしなければならないという1点にかかっていると考える。

これまでの義務付け・枠付けの見直しでは、第2次一括法の図書館・公民館の運営協議会の委員の基準が国から地方に委任されたが、住民生活の向上の実感からは非常に迂遠であると思う。効果を上げるためには、社会教育法の中の公民館の規定をばっさり削除していただきたい。そこまでしないと、住民生活の向上は実感できないと考えている。

今回の提案募集方式には大賛成だが、それを国が受け入れる用意があるかどうかにかかっている。

(西室長) これまで、国と地方の協議の場での議論や、義務付け・枠付けの見直し、あるいは権限移譲が進められてきた。現在も、国からの事務権限移譲について検討が進められていることについては、大変評価できる部分であるが、地方公共団体が一番懸念している財源措置の部分についても、今後、十分な議論が必要であると考えている。

また、これまでの地方分権改革の総括と展望の取りまとめについても、これまでの成果を示すだけでなく、今後の取組について個々の地方公共団体の実情に応じた対応となるような方針を示していただきたい。国は、今後、国と地方の役割分担

を整理した上で、財源の問題、あるいは提案があった場合の体制の問題について、十分議論を重ね、地方と共通の認識を持った上で進めていただきたい。

一方、地方の取組については、単なる事務処理の移譲といった、受け身の移譲ではなく、地方公共団体が責任と権限を持った上で課題解決を図ることができるような事務の移譲がなされるべきである。そのような観点から、これまでの全国一律の移譲ではなく、地方が真に必要とする事務について移譲していただき、地方がしっかり取り組んでいくようにしていかなければいけないと考えている。提案に当たっては、地方が真に必要とする権限とは何かということもしっかり考えた上で、国に提案していくことが重要になってくる。中間取りまとめで行われている議論については、そのような方向の下に議論が行われていると考えているので、今後、最終取りまとめに向け、より具体的な議論がなされることを期待している。

(野上室長) 中間取りまとめについては、国が主導して、時限を区切った改革ではなく、地方の発意を中心とした息の長い取組を行うということで、この提案募集方式の導入には大いに賛同するところ。

今までは、例えば、義務付け・枠付けの第4次見直しや、去年末の事務権限の移譲等に関する見直し指針は、閣議決定するまでの水面下での作業の過程では、地方側からの提案に対して関係省庁からはゼロ回答だった。それに対して地方側がまた打ち返しをするが、期限が限られていることもあり、結果的に関係省庁の合意が得られずに閣議決定に盛り込まれていないものもあった。

しかしながら、今後は、地方主導で、地方のイニシアチブがより発揮できるような改革を進めるということで、地方からの発意に対して関係府省の合意が得られなかったものについては、国と地方それぞれの見解を公表していただきたい。国と地方それぞれの見解に対し、国民の意見を公募するといった透明性の高い方法をとっていただいた上で、有識者会議の専門部会を恒常的に活用するといったことを通じ、強力に実現を図っていただきたいと考えている。

(2) パネリストによる意見交換

(古川議員) 日出町の事例発表について、住民協働を町政の推進の基本に置いておられるという感じがした。恐らく、大きな市ではなく住民の顔が見えるところだからこそ、単に条例にするだけではなく、実際に実行ができるという強みがあるのだと思う。

この分権の仕事をずっとやっていて思うのは、どうしても国の制度は縦割りになってしまいがちだということだ。でも、我々の仕事というものは、住民の顔が直接見えていれば、その制度の隙間とか、谷間が見えるはずで、それを埋めていくのが、我々の仕事であり、そこをきちんと埋めることができれば、住民の方がほっとすると思う。

例えば高齢者福祉と障害者福祉と両方一遍に自分のところで担わなければいけない方について、日出町ではきちんと埋めていただけるとは思っていないかと思いつつ、お話を伺った。また、久留米市の話では、医療的ケアを必要とする人たちに向けての短期入所というお話があった。非常にユニークだと思ったのは、小規模多機能が非常に多いというところに着目された点である。例えば、託老所のような現場のニーズに沿って出てきたものをうまく活用しようとされている感じがした。

ずっと話を聞いていて思ったのは、今の制度の中で非常に工夫されているということ。でも、本当はもっとしたいことがある、やらなければいけないことがあるが、それが制度に阻まれてできないこともある。提案募集方式についてどうですかという投げかけをしていただいたが、特に、福岡県からは、それに対して正面切ったの受け答えをしていただき、大変ありがたいと思っている。今回、これをやっていくことで、これまでの一方的なやりとりではなく、会話が可視化されていく、その中で、我々自身も本当に必要なのか、きちんと筋道が立てられているのかということを検証しなければいけない。ただ、構造改革特区と違うのは、それをチェックしていくのが、この有識者会議の専門部会という点である。ここは、ある意味、我々の味方の人たちが一緒になって考えて、よし、これは行けるとか、これはもう少し工夫しようという話になっていくわけである。私としては、ここの使い方が非常にポイントだと思った。

(久保下部長) 提案募集方式がどの程度までの提案を求めていけばいいのかということが1つポイントになると思う。あくまで、国の制度を前提としつつ、例えば、公民館という制度があって、その制度を前提として、このように変えていったらいいと考えるのか。そうではなく、公民館というよりも、いろいろな複合型の新しい施設が地域では誕生しているから、公民館という制度はやめて、新しい箱物のあり方を探っていこうという提案まで認めていただけるのか。その点についてはいかがか。

(古川議員) 私自身の意識としては、そもそも公民館とは何かということも含めてやったほうがいいと思っている。課題は、今、専門部会が、交通に関することや労働に関する事、土地利用に関する事というように分かれているから、いろいろなものを提案していただいたときに、それをきちんと議論する場を作っていかなければいけないと思う。

そういう意味では、これについては制度を前提にしてくださいということではなく、今、おっしゃったことも含めて、提案していただいたことを我々でしっかり受け止めたい。専門部会になじまないことであれば、親委員会でやってもいい。今までできそうなことを限られた時間の中でやっていたからこそ、実感がなかった。そういうことではなくて、本当はこうしなくてはいけないんだという話をそろそろ出していかないと、国民・住民に実感していただけないのではないかと考えている。

(西室長) この提案募集方式というのは、ある程度複数の地方公共団体が全国的な制度改正につながるようなことを提案していくということで、既存の組織で言えば知事会、私どもで言えば九州知事会とか広域的な組織が考えられる。長崎県で言えば、離島が多いとか合併が進んでいるとか、産業構造が似ているような地方公共団体、同じ状況の、同じ課題を持っている地方公共団体と一緒に考えて提案していくということも考えられるが、具体的にどういった提案の仕方を想定されて、今議論がなされているのか教えていただきたい。

(神野座長) それら含めて私どもこれから考えていくわけで、できれば今日はこういう点というような御意見を頂戴したい。つまり、最終取りまとめをまとめるために、中間取りまとめについての意見を頂戴したい。

今の御質問についてはこれから考えていくことになるが、これまで国の分権委員会や分権改革会議が提起してきた改革案、これを地方から上げてもらうということである。ただ、地方から上げてもらう限り、先ほど言ったフェーズ、抽象度はどの段階でも構わないが、その提案は、現場で生じている具体的な問題から抽出されたものであってほしい。こういうビジョンに基づいて、こういう価値観でこういうやり方でやるべきだという国からのアプローチになりがちだが、下からのアプローチでキャッチボールしていくということが、これからの分権改革に重要なのではないかと考えている。フェーズについてはどこまでやっても構わないが、ただそれは、地域社会で生じている様々な諸困難について、具体的にこういう改革をしたら克服できるという、現実に裏打ちされている提言が欲しい。

後で森議員からお話いただく手挙げ方式も、これから考えていくわけで、そのためには、下から具体的な問題として上げていただくことが中心になる。

(森議員) 新藤大臣を筆頭に、内閣府の皆様も、この取組についてかなり真剣に考えているという印象を持っていて、安倍内閣そのものが、この一連の取組をしっかりと成果につなげていくという強い意気込みを持っていると思っている。だから、国家戦略特区の議論のときなどは利益相反になるような大臣を入れない会議を作るといふ報道もされていて、このあたりに少しヒントがあるような気がしている。

次に、今までの地方六団体の要望というのと、特に市長会などは800も900もあり、人口規模が4,000人ぐらいの市から横浜市まである。それを地方六団体として一つの要望にまとめるという作業は大変困難で、結局、実のあるような改革要請が出てこない。したがって、今までの地方分権改革というのは、コンタクトレンズの販売業者の認可を県がするのか市がするのかというような、どちらでもいいことを数だけは何百やりましたとか千何百やりましたと言っているだけ。当事者にとっては大事なことなのかもしれないが、あまり実がないということなのだろうと思う。

先ほど久留米市からお話があったが、教員人事権の問題や学級編成権の問題については、市長会の中でも意見がまとまらない。だから、共通の課題を持っている団

体同士が提案をしてきたことに、しっかり耳を傾けていくことはすごく大事なことで、と認識している。先ほどいろいろと事例報告をいただき、率直な印象としては、広島市のお話にあったように、県と市、特に県庁所在都市との間における二重行政の解消というのは、それぞれの地域全部が考えていることだが、なかなかうまくいかない。県と市の首長の間で強力な信頼関係ができているということは、大変すばらしいと受けとめた。

そういうことがあちこちで行われていくことが大変大事で、長崎県からの報告があったように、それぞれの出先の事務所で一緒に仕事をするといったことを秋田県でもやっている。合併した結果、横手市のエリアが秋田県の振興局と全く重なるというので、事務所を1つにした上で、市職員の課長の下に県職員が働いているという、指示系統まで1つの組織のように動かしているところもある。そのように二重行政の解消に向けて積極的に頑張らなければいけない大事な時期だと思い、非常にいいお話を聞かせてもらった。

手挙げ方式については、結局、都市の規模によって、移譲をしようとする事務や権限を積極的にやりたいところと、そうでないところがあって、1国1制度ということにこだわって議論していると何も前に進まない。その課題のプライオリティーが高い都市は是非やりたいし、その課題がそれほどでもないというところは体力があってもやりたくないわけだから、せめて手挙げ方式で、権限を移譲してほしいところに移譲していくという仕組みを、どんどん取り入れていくことが必要ではないかと考えていて、そのことを提案させていただき、御意見を伺いたい。

先程お話があった自家用有償旅客運送法や有償福祉バスについては、基礎自治体がどこにバス停を作るか、どういう時間で走らせるかを判断するのが一番妥当だと思う。でも、例えば長野県や岐阜県、あるいは離島がたくさんあるところもあり、全ての市町村でそれをやれるかという、問題もあるし、財源はどうなんだということもあると思う。

この手挙げ方式は、結果的にばらつきが起きてくるので、これをそれぞれの市町村や都道府県がどう受け止めるのかということをお聞かせ願いたい。極端なことを言うと、仮に、県の教育委員会が小学校を5年にし、中学校を4年にすると決めると、ほかの県から引っ越してきた新中学1年生は小学校6年生になるか中学1年になるのか、学校間の大会はどうやって開くんだとか、いろいろな問題が起きてくる。そういうことも含めて、手挙げ方式が果たして全国的に妥当なのかどうか、幅広く議論していくことが大事だと思っている。

(鶴木理事) 久留米市は、近隣市町と定住自立圏を形成しており、定住自立圏域内の住民が戸惑わないように足並みをそろえる必要があると思っているので、その辺り、手挙げ方式で近隣市町との調整をどのようにやっていくか考える必要がある。

このほか、例えば自分のイメージでは、基本的には国が手挙げする項目をメニュー

一化していただけるということであれば、自分の市に合致する事項を選択できることになるので、地方にとって非常に分かりやすく、使い勝手のいい制度になるのではないかと考えている。ただ、権限移譲を考えると、直面する課題解決だけのためのツールというわけにはいかないの、長期的に考えてその権限があったほうがいいのかどうなのかを慎重に判断する必要がある。例えば、それに必要な職員、要員とか、利害関係者との調整などもあるので、そういったこともしっかりと考えていかなければいけないと思っている

(野上室長) 今回の中間取りまとめにおいて、今後の地域の多様性というテーマの下、この手挙げ方式が大きな目玉になっている。これまでの全国一律で、しかも国主導で、みんな全国共通にしか進まないというところに風穴を開けていく手法として非常にいい方法であるが、手挙げ方式によって、手を挙げたところと挙げていないところで地域間格差が生じることについてどう考えるかということである。

私は、やる気のあるところからやるということや、特に逼迫した困難な事情を抱えているところからやるということで、差が出るのは一定やむを得ないと思うが、手挙げ方式は、初めから恒久的な地域間格差が生じることを固定化するものではない。あくまでも地方分権の一つの有力な手法ということなので、国から地方、また、都道府県から市町村に、いろいろな事務・権限を移譲していく突破口として手挙げ方式をやると。これで手を挙げたところがどう向上していくのか、レベルアップしていくのか見て、その結果次第でうちもやろうということ、全体的に日本全体がレベルアップするとか、国と地方の在り方を見直していく糸口になる、それが手挙げ方式だと思っている。

このことは、先程の神野座長の基調講演の中でもあったし、資料の6ページには、「地方公共団体の間で制度が異なることにより、住民に不利益が生じないように留意が必要」とお書きになっているので、そこを忘れないようにしつつ、公平ということに過度にこだわって、今までと同じことをするというのではなく、如何に良い方向に、前向きに活用していくかが非常に大事である。

(久保下部長) 手挙げ方式は非常に結構であるが、実施していくときに、どうしてもできるところとできないところに差が出るということが大きな問題である。そこで、中途半端に公平主義のようなものを考えてしまうと、この方式のよさは出ないのではないか。

先程冒頭で、社会教育法の中で公民館の規定を全部削除したらどうかという発言をしたが、本当は削除しただけでは全くよくななくて、地方が企画立案して、地域に合ったコミュニティー施設の在り方を考えて、そういったものを作るという、企画立案能力が大前提になると思う。まず地方の企画立案能力をしっかりと高めることが大前提で、非常に厳しい時代が来るなと感じている。

(森議員) 神野座長の発表された資料のとおりで、我々地方側が、体制整備や人材

の育成、政策能力、何よりも私は法務能力を上げなければ駄目だと思っている。権限をもらうからには、それに裏打ちとして当然に責任がついてくるわけであるから、きちんと訴訟に耐え得るだけの体制を作っていかなければいけない。その意味では、地方側もしっかりと覚悟しなければならないのは当然のことだろう。

富山市は、弁護士や橋梁の専門家など、様々な分野について任期付職員の専門家を何人も雇って、人材教育も含めて全体として組織の力を上げるという取組を行っている。

(後藤議員) 今の手挙げ方式の議論について少しコメントさせていただきたい。

私は地域交通部会を担当しているが、この部会では自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲等について話し合いをした。実は、ここでこの手挙げ方式という考え方が出てきた。

これは一律にトップダウン型で押しつけるようなタイプの移譲ではなく、それぞれの地域の実情に応じた形で移譲していくのがいいのではないかというもの。また、最初に県に移譲するのか、市町村に移譲するのも議論があり、古川議員はまず県だろうと主張されていたが、私達の部会の議論としては、一番実情に詳しい基礎自治体、市町村にまずは手を挙げていただく。それだけの体力がないという判断があった場合、次いで県に手を挙げていただくという順番で、ボトムアップ型で選択できるような方式を、手挙げ方式ということで議論をした。非常に多様でフレキシブルな対応が可能になるのではないかと期待をしているが、実際国土交通省でアンケートをとったところ、手を挙げようとの考えの地方公共団体が少ないのも実情である。

また、本日の冒頭の地方側の各プレゼンテーションを伺っていて、県や政令市の創意工夫が非常に進んでいることに感銘を受けた。一方、日出町や久留米市は、まさに分権でまちづくりを進めていくことの必要性を御説明いただき、神野座長の話にもあったが、分権というのは、団体自治への分権だけではなくて、住民自治への分権というのが重要な問題としてある。協働のまちづくり、支え合い、思いやり、安全・安心、持続的なにぎわいというテーマが出ていたが、実は、基礎自治体ではそういったことが着実に進んでいると感じた。異口同音に、「まず実施してみる」「取り組めるところからスタートする」「やれることからやる」という言葉を伺い、これが一番大切なことなのではないかと感じた。

私のテーマの「空間計画」は、都市計画と農村計画を一体的にすすめるという提案で、実際にヨーロッパではスペーシャルプランニングという言い方で、従来のようにタウンプランニングとカントリープランニングというように都市と農村を分けるのではなくて、一体的な計画対象として考えようということが進んでいる。これに関して、久留米市、徳島県から、農地転用の話題を出していただいた。

私の専門の都市計画は、土地利用を基本に進めていくのだが、一般的には都心が

一番規制が厳しくて、郊外になるに従って規制が弱くなる。一方、農地法あるいは農業振興地域の整備に関する法律などは、優良農地を守ることが重要で、優良農地に対する規制は非常に厳しいが、その周囲の規制が弱く、土地利用規制の強弱がまだ模様になっているところがある。

同時に、都市計画はかなり分権が進んで、それぞれ基礎自治体に権限が移譲されて、責任、役割も大変重いものになっているが、一方、農地に関しては分権がまだ進んでいない。そうしたところにも不整合が生じているのではないか。

最終的には、分立している都市計画法、農地法、農振整備に関する法律、さらには森林法などを束ねて、空間利用に関する一体的な規制や計画ができるようにする必要があり、それにまつわる権限は最も現地に明るい基礎自治体に一元化していく、そういう調整を図る空間計画、あるいは都市農村計画と呼んでもいいかもしれないが、そうしたものに移行していく必要があるだろう。

これまでは、グリーンベルトのようなもので都市を囲んで物理的に都市の拡大を食い止めるということがテーマに、都市と農村を分けて考えてきたわけだが、今後、縮減社会が訪れることにより、従来の、都市が外に向かって伸びていく開発圧力をどうやって止めるかという土地利用の考え方ではなく、都市・農村を一体的な計画の対象として総合的に考えていく時代になってきている。

そういう大きな見方の中で、農地転用などについても今後は考えていく必要があるのではないか。

(鶴木理事) 土地の規制・利用については、都市計画と農振法、農地法について一体的に手続を進められればいい。

農振地域からの除外の担当をしたことがあるが、それをやる場合に、都市計画法上の開発の手続は終わっているのか、農地転用の手続の見込みはどうかについて、両にらみで進めていくが、それぞれの部局も同じように、他方についてはどうかということ、三者三すくみの状態が続いているということが実務上あった。そういうことであれば裏表の関係になるので、一体的な法体系等になればいいのではないかなと思っているところである。

もう1点は、久留米市の土地利用の実態は、合併により、線引きの都市計画区域と非線引きの都市計画区域、それと準都市計画区域の3者が合併して、段階的に統一していこうと進めているところである。

同じ久留米市なのに、準都市計画区域が一番規制が緩やかで比較的簡単に建物が建てられるにもかかわらず、旧久留米市の市街化調整区域については非常に厳しい規制になっているという実態を踏まえた上で、まずは準都市計画区域を非線引き都市計画区域にして、用途地域を張りつけようとしたところであるが、非常に零細な土地も、見方によっては第1種農地ではないかということがあがる。見る人によって違う場合があるので、久留米市に権限が移譲されれば非常にありがたいが、担当課

の意見としては、現在の運用が法律の解釈の範疇だと国がもしおっしゃると、地方は柔軟に運用できない、地方自治法で言う是正の要求等がなされたら大変だということもあるので、そのあたり、法律に適合するのかどうかを非常に慎重に見極めて運用する必要があるのかなと内部で話をしたところである。

(久保下部長) 今回の都道府県から政令市への権限移譲の中で、国土利用計画法の土地利用基本計画があるが、地域を都市地域と農業地域と森林地域に分けるというものであった。後藤議員からお話があったが、都市にも農業的な要素があるし、農業地域にも都市的要素があり、これからの時代は多様性が求められる。画一的に区分することはどうなのかということで、法制度がついてきていないのではないかと感じた。

先ほど私は、公民館あたりは任せてほしいと言ったが、これはある程度地方で積み重ねがあるからである。一方で今から人口減少社会に入っていく、外に向かっていたものがコンパクトシティー化していかなくてはいけないという際、どういう土地利用規制の在り方がいいのかは、まだ地方に蓄積がないような気がする。地方で意見を出していきながら、国の方で制度設計していただくのがいいのではないかと。

(井川課長) 現在、農地法により耕作放棄地がかなりあるわけだが、農地を守るのか開発を優先するのか、この辺の線引きがかなり難しくなってくるのではないかと。この部分については、地方の事情等がいろいろあると思うので、その点を含めた形で計画をしていただきたい。

(白石議員) 平成の合併前は、住民から、松前町の役場に行って窓口で頼むと、職員から国や県の制度であるからという理由で非常に冷たい対応をしているという声が非常に多かった。松前町は松山市のすぐ隣で、農業にも漁業にもよく、工場や住宅を建てるのにもよいという大変恵まれた地域にあるから、例えば、農家の住民から、田んぼを売って老後の蓄えにしたいが、農地はなかなか売れないという話を何度も聞いた。また、道路1本作るにしても、国や県との協議に時間がかかる。

こういった経験をする中で、合併が進み、地方公共団体、特に町村といえども自主自立を目指して、独自のまちづくりを考えないといけなくなった。

その中で最初に障害を感じたのが、農地制度。非常に大きな壁になってなかなか農地を転用できないという事例であった。松前町では20ヘクタールのショッピングセンターを10年近い時間をかけて作ったが、これができてから、非常に町が元気になり、今、大体年間1,000万人の来場者があるというぐらい活性化したまちになってきた。そういう例を見て、ほかの住民からも土地の利用についての苦情が非常に多く出されるようになった。そういう意味で、自分達なりに住民と一緒にまちづくりをしていこうという場合に、住民に一番近い地方公共団体の長が、根幹となるような土地の問題、都市計画の問題について第一次的な権限を持つべきではないかと思う。

国の制度が全て駄目であるとか、県の考えと全く違う方向に行くとか、そういうことではなく、地域や地域の住民を考えたときには基本的な権限をまず市町村長が持つべきだということであり、有識者会議でもこれまでいろいろな議論をしてきたし、特に農地の問題については全国知事会、市長会、町村会が集まって、もう少し国に対して強く働きかけていこうではないかというチームが発足した。

これまでの事例発表を聞く中で、まさに小さい町村の実態からすると、いきなり国の権限を町村に下すようにというのは、なかなか難しい部分がある。そうなると、間に入る県との連携をどのようにしていくかが問題だと思うが、愛媛県は、20の市町になってから、特に新しい知事が誕生してここ3年ぐらい、県と市町の連携推進ということで、年に2回ないし3回会議を開き、あるいはトップミーティングを開いて、様々な意見交換を行っている。

例えば、地方公共団体も、合併後、大変な自主独力で行政改革に取り組んでおり、一昨年、その行政改革についてお互いに意見を発表し合う行革甲子園というものを初めて行ったし、今年も2回目を行おうとしている。そして、お互いに行政改革をする中で県と市町との権限の関係などについて議論していこうということで、県道と市町村道との接続、先ほど申し上げた都市計画、河川道路の管理維持といった問題についても意見を交わして、譲れる分は譲ってもらい、またどうしても県でやらなければならないものは県でやらせよう、そういう関係ができてきている。

大きな政令指定都市などは別として、町村から言えば、県としっかりタッグを組んで、国に対抗するのではなく、この権限については県や市町村におろしてもらっても大丈夫ですよという体制を作っていくことが大事ではないかと思っている。そういう意味では、手挙げ方式、あるいは提案募集方式、こういったものを十分加味しながら権限の移譲を求めていくのがいいやり方ではないか。

(勢一議員) 今回いただいた御報告の中で、取組としては「協働」というキーワードがある。1つは、日出町や久留米市から御紹介いただいた住民と地方公共団体との協働であり、もう1つは、長崎県や広島市から御紹介いただいた地方公共団体間の連携である。1つの地域の中で、よりよい行政をとり行うため協働という取組、工夫がされていると感じた。そのような蓄積からいろいろな政策アイデア、改善提案が出てくるのだと思う。

その点では、徳島県から御指摘いただいた、「知恵は地方にあり」という言葉は非常に心に残っている。地域で様々な行政に取り組んでいく上で問題発見があり、それに対する改善策の検討があり、それを実現していくという意味で、地方行政は国にないメリットとして「総合行政」という性質がある。総合行政として地方自治を行っていくときに、トータルパッケージとしてどのような事務権限や財源が要るのかは、おそらく国よりも地方が実感しているところだと思う。ここは非常に重要で、

政策改善のアイデアが出てくる源泉だと思うので、積極的に提案していただけると大変にありがたいと感じた。

併せて、そのようなすばらしいアイデアを実現するためのツールが不足しているという御指摘をたくさんいただいた。特に福岡県からは具体的事例でお示しいただいた。条例の活用は地方分権にとって非常に重要な動きであるはずだが、これが使いにくい場合に支障がどこにあるのかは分析してぜひとも改善をしていくことが必要になる。

もう1点、手挙げ方式、提案募集方式との関連で皆様の御意見等を伺って感じたことがある。久留米市から定住自立圏の話をいただいたが、地方行政、あるいは地域の在り方が、今後どのようなスタイルになっていくのかということである。これは国の制度設計にも関わるところであるが、地域の運営の仕方について地域自体に対策が問われることが多々あるかと思う。特に市町村合併した後の動き、あるいは少子高齢化という形で地域の在り方がどんどん変わってきている状況にあり、一地方公共団体だけでは対応できないことがこれから少なからず出てくる。そういう点では、今行われている定住自立圏という地域間の連携はこれから先の一つの大きな動きであろうと思う。

さらに、地方制度調査会や総務省で定住自立圏を更に発展するような形で、基礎自治体の広域連携に係る制度枠組みの検討も進められている。今後、分権を進めるときに、自分たちの地方公共団体の将来の在り方として、どのような形でどのサービスを提供していくのかというビジョンが近隣地方公共団体と連携をする場合におそらく必要になってくる。徳島県から御紹介いただいたが、関西広域連合のように広域としていろいろなものを受けて実現していくことを目指して、提案募集方式の活用、あるいは手挙げ方式の活用があり得ると思う。また、この二つの制度はリンクさせて検討することができると思うので、今後の課題になると考えている。

(大田副総局長) 総合行政としての地方自治と、条例の活用はこれからの大きなテーマになってくると思う。

例えば、平成28年から導入されることになっている社会保障・税番号制度は社会保障と税と防災の3分野において使用されることが決められているが、この3分野の中で条例で定めれば独自利用ができることになっており、県庁内においても独自利用を検討しなければいけないという話をしている。まさに総合行政の一つの基盤になり得ると考えているが、結局ここから先はまさに地方がどういう知恵を出せるかにかかってくるものであり、どういう形で活用できるかという発想がまだ十分に地方に浸透していないのが実情であると感じている。活用方法について、もしヒントになるようなことがあればもっと地方においても進むと思うし、国も単に「独自利用ができるのであればと考えてください」と言うだけで進めるのは難しいところがあると思っている。総合行政ができるからこそいろいろな可能性があるが、主とし

て地方側の課題として、どう気づかせるかということが、一つあると感じている。

(久保下部長) 広島市も広島広域都市圏協議会を設けており、近隣市町といろいろな取組をしている。先ほど御説明した都道府県から指定都市への権限移譲の中で、都市計画区域の決定を県から広島市に任せてもらえないかということで、これは広島都市圏の都市計画区域なので近隣市町を含んでいるが、その部分も近隣市町と連携しながらやるから広島市に全部任せてもらって近隣市町と協議しながらやっていくという取組をやろうとしたが、県からは、そうすると県の役割はどうなるのかという話があった。

確かに今の国・県・市という三層構造の中で近隣市町との連携を進めていくことは、県との役割分担とのコンフリクトを生むというのを非常に感じ、そういうことを踏まえると、近隣市町の連携を進めていけば道州制というものが見てくる感じがする。

(野上室長) 今までの議論の中で、これからの分権は多様性と地方からの発意を重んじるということで、それぞれ地方の現場で困っていることを支障事例として抽出して声を上げ、国全体を動かしていくということであり、方向性としては非常に大事なことであるが、それを単独の市町村、都道府県だけで行おうと考えると、どうしても説得力が弱い。国の制度改正につなげていくためには、非常に大きな説得力、エネルギーが必要になる。そういう意味では、それを個別の地方公共団体だけで考えるのではなくて、一定の広がりを持って扱うことが大事だということが中間取りまとめに書いてあって、その一定の広がりをどういう形で作っていくかというのが非常に大事になる。

九州には、共通の課題について九州全体で考えて解決していこうという枠組みが既にある。政策連合という形で、それぞれの共通する枠組みをプロジェクトとして組み上げて展開していくことで、非常に大きな成果を今までも上げている。これから先も、例えば、提案募集方式で提案するとき、今申し上げた個別の地方公共団体の事情だけではなく、一定の広がりを持ち全国展開に耐えられるものであることを検証する意味でも、この九州地方知事会の枠組みを活用して、九州全体の視点から十分に議論して提案することが考えられる。また、その提案が受け入れられて実現可能となった場合に、今申し上げた政策連合という枠組みを活用して事業を展開していくということもできる。個別にやることにこだわることではなくて、課題に応じて地域的な広がりも視野に入れながら取り組んでいくことが重要である。

5 最後に、会場からの質問ののち、神野座長からまとめの発言があった。概要は以下のとおり。

(質問者) 提案募集方式や手挙げ方式等については非常にいい方向で進んでおり、我々も勉強しなければならないと思っている。同時に権限に伴って税源も移譲され

なければならないということで、中間取りまとめなどにも税源の充実ということが書かれているが、一方で、現在、国、地方合わせて1,000兆円を超えるような大きな負債を抱えている中で、地方分権と財政の健全化は両輪で進めていかなければならない問題ではないか。地方財政審議会等と地方分権改革有識者会議がどのような調整を行っているのか、状況を教えていただきたい。

(神野座長) 財政再建と地方分権をどうやってリンクさせるかというのは様々な考え方がある。私のような分権論者は、地方分権をすれば財政はむしろ健全化するのではないかと考える。なぜなら、必要か不必要かということについては身近な住民が仕分けしたほうがいいはずだからである。これには様々な御意見があるが、当面の地方財政の運営に関して、地方財政審議会からいうと、地方の財政は非常に厳しくて、地域社会で住民の要求に応えるだけの十分な財源が保障されているわけではない。特に重要なのは自由に使える一般財源が不足していて、住民のニーズに応じて財政を運営できないでいるということ。これが国民がゆとりも豊かさも実感できない非常に大きな原因になっているので、一般財源、つまり地方税と交付税を増やしていただきたいという声を出し続けている。

しかし、税制調査会では減税の大合唱である。これから起こり得るのは、地方税の大幅な削減、特に法人関係税であり、さらには来年に向けて固定資産税の償却資産部分については逆風が吹く。これらを考えると、例えば、移譲というより、国税・地方税を通じて圧縮への風が吹いているということを申し上げるしかない。

私の立場から言えば、かなり厳しい状況である。これは地方から声を上げていただかないと無理で、知事会にしっかりしてもらえないと戦えない。非常に厳しい状況にあると私自身は認識している。

(古川議員) 神野座長と問題意識は全く一緒に、待っていたら何とかしてくれるだろうという状況ではない。今まで歳出については関心のある人が多かったが、どうやって収入が得られるのかにはあんまり関心がなかった地方公共団体が結構多かったと思うので、是非そこに関心を持ってほしいと思う。

(森議員) 実際の1年1年の運用というのは臨時財政対策債で回っているだけである。法定5税の税率が上がるわけではないし、仮にアベノミクスで全体の景気が上向いて税收全体が上がるとしても、臨時財政対策債なしには一般財源総額を確保できないだろう。交付団体である限りは、一生懸命頑張っても税金が増えても純粹には25%しか実入りが残らない中、徒労感はあるが、きちんと今、知事がおっしゃったような努力を続けていくことだろう。

(白石議員) 町村も同じで、リーマンショックの後いろいろあって、不交付団体の町村は今20程度になっている。不交付団体になればいいが、交付団体で財政力指数が高いと、周りからお金があると誤解される。しかし、交付団体である間は、財政力指数がいくら高くても交付税を国からいただかないとやっていけない。私の町な

どは0.73ぐらいあり、松前町は資金があっという言われるが、資金があるのではなく、自主努力で行政改革に取り組んできている。特に小さい町村にとっては非常に厳しい状況が続くし、独自の財源を探すのは非常に難しい。そういう意味では、国に対して、地方交付税を増やすなり、消費税を増やすなりしてほしいという陳情を続けざるを得ないという現状である。

(神野座長) このまま進むと、法人税が仮に引き下がると自動的に法定率が上がらないから、基本的には交付税の額が減る。今年も別枠加算が減らされているので減る。そうであれば、臨時財政対策債を増発するという結果にならざるを得ないので、非常に厳しい状況にあるということだけは言えるのではないか。

私達としても、提案募集制度の御不安というか、それについては重々承知しているので、今後、そこのご心配がないような適切な仕組みというか、公開性等を含めてどうやって担保するかということ、できれば最終取りまとめまでに有識者会議としても考えていきたい。

以上